

静岡県告示第167号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区井川字日向2362の2 (次の図に示す部分に限る。)、2362の14、2362の15、字サラ畑2365の1 (次の図に示す部分に限る。)、2365の5、字大沢戸入2382の1 (次の図に示す部分に限る。)、2382の2、2384の3、2384の4、2384の8、2384の9、2384の11

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)